

- 第1条（目的物）
- 1 弊社は本契約第3条の遵守を誓約したユーザーに対し表記（A）のサーバ区画（GB、以下本物件と称する）を年額使用料（B）にて賃貸する。
- 第2条（契約期間及び更新）
- 1 契約期間は1ヶ月の無料試用期間後の一年間とする。
 - 2 ユーザーは表記（B）の廉価版年間使用料を事前に送付された郵便振替で納入することによって本使用契約を継続することができる。
- 第3条（使用目的）
- 1 ユーザーは本物件を有害コンテンツを含まない、かつ関連法規に準拠した情報発信の場として使用しなければならない。
- 第4条（使用料）
- 1 ユーザーは料金表に明示されている年間使用料金を弊社に支払わなければならない。
 - 2 6ヶ月に満たない期間の料金は年間使用料の1/2の額とし、6ヶ月を超えた期間の使用料は年間の使用料金を充当する。
 - 3 弊社は次の各号のいずれかに該当する場合には契約期間中であっても料金を改定することができる。
 - ① 消費税その他の増減により料金が不相当となった場合
 - ② 同業他社の料金に比較して料金が不相当となった場合
- 第5条（使用の制限）
- 1 ユーザーは本物件を転貸してはならない。
 - 2 ユーザーは本物件において有害なコンテンツを発信してインターネット環境を乱してはならない。
- 第6条（規約の遵守等）
- 1 ユーザーは本物件を善良なる使用者として運用する義務を負う。
 - 2 ユーザーは弊社から本物件管理上必要な事項の通知があった場合にはその事項を遵守しなければならない。
- 第7条（通知義務）
- 1 ユーザーはつぎの各号のいずれかに該当する場合には弊社のサイト管理者に速やかに通知しなければならない。
 - ① ユーザーの連絡先・電話番号等に変更がある場合
 - ② 本物件に弊社の負担においての対処を要する障害が生じた場合
 - ③ ユーザーの代表者が交代した場合
- 第8条（バックアップ義務）
- 1 ユーザーご自身でWebデータのバックアップを保存し、何らかのサーバ障害発生時の復旧にはそのデータを用いて復旧に当たることとする。
 - 2 弊社はユーザーのバックアップデータを保管してはいないが、依頼があった場合には有料でバックアップを保存しかつ復旧の任に当たるものとする。
- 第9条（契約解除）
- 1 ユーザーが次の各号の一つに該当する場合弊社は相当の期間を定めてユーザーに催告し本契約を解除することができる。
 - ① 本物件を6ヶ月以上使用しないとき
 - ② 本契約で締結した条項の一つに違反したとき
 - 2 ユーザーが次の各号の一つに該当する場合、弊社はなんらの催告を要せず即時本契約を解除することができる。
 - ① ユーザーが暴力団若しくは極左・極右団体の構成員またはこれら

の支配下にあり、インターネット環境の平穩を害するおそれのある場合

- ② ユーザーが本物件を暴力団若しくは極左・極右団体の情報発信に使用した場合、あるいは第三者に同様の目的での使用を許諾した場合

第10条（中途解約）

- 1 ユーザーは6ヶ月以上の未使用期間が残っている時点で解約する場合には年間使用料の1/2の額の払い戻しを受けることができる。
- 2 6ヶ月に満たない未使用期間の解約時には第4条の第2項に基づき年間の使用料を充当するため、払い戻しは無いものとする。
- 3 第1項による解約の申し入れは書面によるものとする。

第11条（明渡し）

- 1 ユーザーは明渡し日を事前に弊社のサイト管理者あてに通知し、本契約が終了するまでに本物件を返還しなければならない。ただし第9条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては弊社側で直ちに本物件を削除できるものとする。
- 2 ユーザーは本物件の返還に際しては残存ファイルをすべて削除するものとする。

第12条（立ち入り等）

- 1 弊社のサイト管理者は本物件の管理上特に必要があるときはあらかじめユーザーの承諾を得て本物件に立ち入り点検し、適宜措置を講ずることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、監督官庁等の要請によって弊社のサイト管理者が緊急に立ち入る必要がある場合においては、あらかじめユーザーの承諾を得ることなく本物件に立ち入ることができる。ただし弊社はユーザーの了解なしに立ち入ったときは、その旨をユーザーに通知しなければならない。

第13条（解除通知等の送付先）

- 1 弊社またはユーザーが相手方に対し本契約解除通知等をなすにあたり本使用条件の連絡先あるいは変更届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合には、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等に到達しなかった場合でも通知到達すべきときにその意思表示は相手方に到達したものとする。

第14条（損害賠償）

- 1 ユーザーが使用料金の支払いを怠った時はサイト管理者がサーバを停止するものとし、そのことによって損害が生じたとしても弊社には保証責務が無いものとする。
- 2 ユーザーはユーザーと第三者との間で生じた本物件に関する損害賠償問題等については、当事者間で問題を解決するものとする。

第15条（協議）

- 1 弊社及びユーザーは本契約に定めがない事項あるいは条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣習に従い誠意をもって協議し解決するものとする。

第16条（管轄裁判所）

- 1 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は本物件所在地の管轄裁判所と定める。

以上